

2013年5月1日

## ちゅうぎんクイック住宅ローンの申請について

### 一般の方へ

岡山県建築士事務所協会の会員事務所が建築設計もしくは工事監理する住宅を新築またはご購入される方（建築主）は、ちゅうぎんクイック住宅ローンの金利引下げの優遇を受けることができます。優遇措置を希望される方は、最初に、契約した設計事務所が当協会会員であるかどうかご確認ください。

当協会の会員事務所であれば、金利の優遇を受けることができますので、契約の相手の会員事務所に、『ちゅうぎんクイック住宅ローン申込みにあたる確認書』発行依頼書』を作成してもらい、必要な添付書類とともに当協会まで提出してもらってください。「確認書」を発行いたします。

建築主は、ローンの申請に必要な書類に「確認書」を添付して中国銀行へ申請してください。

### 会員事務所の方へ

建築設計もしくは工事監理をした物件で、建築主からローンの金利優遇の申請を受けた場合、当協会のホームページ（会員専用ページの「その他」）から「発行依頼書」をダウンロードし、必要事項を記入の上、必要な添付書類とともに当協会まで提出してください。「発行依頼書」等を確認の上、「確認書」を発行しますので、建築主にお渡しください。

建築主は、その「確認書」を持って中国銀行へローンの申請することになります。

### <申請の流れ>





1. 建築主から当協会会員のちゅうぎん住宅ローン金利引下げの申請依頼を受ける。  
↓
2. 依頼された設計事務所は、申請物件の設計もしくは工事監理を受注していること、当協会の会員であることを確認する。  
↓
3. 『ちゅうぎんクイック住宅ローン申込みにあたる確認書』発行依頼書』の記載事項に相違ないことを確認の上、必要事項を記入する。  
↓
4. 当協会へ「発行依頼書」と必要な添付書類を提出する。当協会から「確認書」を受け取る。  
↓
5. 「確認書」とともにローンの申請に必要な書類を中国銀行へ提出する。  
↓
6. 中国銀行は、お取引き項目（チラシ参照）の該当項目によって、金利引下げ率を決定する。

当協会 HP から「発行依頼書」をダウンロード



一般社団法人 岡山県建築士事務所協会会員が建築設計 もしくは 工事監理をする住宅を新築またはご購入される方は優遇措置が受けられます

対象：以下の条件を満たされる方

通期引下げ金利	「お取引項目」による金利の引下げを希望される方	 <p>基準金利より 年<b>0.4~1.7%</b> 金利引下げいたします！</p>
店頭表示基準金利より 年 <b>▲0.4%</b>	該当項目が  × <b>1</b> 以上	
店頭表示基準金利より 年 <b>▲0.7%</b>	該当項目が  × <b>3</b> 以上	
店頭表示基準金利より 年 <b>▲1.0%</b> (当初期間重視タイプ) 店頭表示基準金利より 年 <b>▲1.7%</b> (適期重視タイプ)	該当項目が  × <b>5</b> 以上	












※通期引下げサービスとは、「当初適用期間」終了後から「最終回返済日」まで「借入利率」を引下げする制度のことです。

※お借入れ期間中にご返済が滞った場合は、通期引下げサービスを中止することがあります。

■下記「お取引項目」に記載の  の数が対象となります。

### お取引項目

(令和3年4月1日現在)

 ①一般社団法人 岡山県建築士事務所協会の会員が建築設計もしくは工事監理をする住宅を新築または購入される方
 ②「給与振込み」または「年金自動受取り」ご契約
 ③自動振替(3項目以上)のご契約 (a)電気 (b)電話 (c)ガス (d)水道 (e)NHK・CATV (f)税金 (g)新聞 ※クレジット(「DREAMe-W」または「DREAMe-S」に限定)によるお引落しも対象となります。
 ④「DREAMe-W」または「DREAMe-S」のご契約
 ⑤「カードローン」のご契約
 ⑥「通帳アプリ」のご利用
 ⑦エコ住宅(オール電化住宅・ガス化住宅・太陽光発電システムのいずれか)を取得される方 ※オール電化住宅:「電磁調理器」と「電気温水器」の両方が設置された住宅を取得される方 ※ガス化住宅(対象機器) ・ガスエンジン給湯器(エコウィル) ・給湯暖房システム(ハイペア) ・潜熱回収型給湯器(エコジョーズ) ・家庭用燃料電池(エネファーム) ・家庭用GHP(ガスエンジンヒートポンプエアコン)
 ⑧「リフォーム瑕疵保険」または「既存住宅売買瑕疵保険」を受けた住宅を取得された方
 ⑨「長期優良住宅」の認定を受けた住宅を取得される方
 ⑩下記の「子育て支援」のいずれかに該当される方 ・満20歳未満の扶養するお子さまが3人以上いらっしゃる方 ・全国都道府県の子育て支援パスポートをお持ちの方 ・各地方公共団体が認定する男女参画推進企業に勤務されている方
 ⑪地元産木材(県産材)を使用した住宅を取得される方 *②③④⑤⑥新規ご契約も含まれます。

※お借入れ期間中にご返済が滞った場合は、通期引下げサービスを中止することがあります。

※お取引項目については、中国銀行の窓口にお問合せ下さい。

### 優遇措置についてのお問合せ先

一般社団法人 岡山県建築士事務所協会 [平日]9:00~16:30(土・日曜日、祝日を除く)

TEL

086-231-3479

ホーム  
ページ

<http://www.o-a-a.com>

〒700-0824 岡山市北区内山下1-3-19 建築会館3階

# 「ちゅうぎんクイック住宅ローン申込みにあたる確認書」発行依頼書

令和 年 月 日

一般社団法人岡山県建築士事務所協会 御中

登録申請者(乙)

印

乙は、中国銀行へ 様の住宅ローンの申込みを行うにあたり、一般社団法人岡山県建築士事務所協会（以下「甲」という。）の会員優遇条件を使用したく、乙が建築設計又は工事監理を請負った住宅であることを証明する契約書の写し若しくは確認申請書の写し等を添付し、「確認書」の発行を依頼します。

なお、乙は下記事項について相違ないことを確約します。

## 記

### 「反社会的勢力の排除」

- 乙は現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 乙は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
  - 暴力的な要求行為
  - 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
  - その他前各号に準ずる行為
- 乙が、暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、甲の会員事務所を対象とした住宅ローン金利の優遇の取扱いについて廃止となることもあり、また、甲の会員事務所であることに基づき優遇された金利相当額を損害として銀行から請求があった場合、乙がその責任を負うものとします。
- 前項の規定により、乙は損害が生じて、甲に何ら請求をしないものとします。また、甲に損害が生じた場合には、乙がその責任を負うものとします。

以上

### 「会員登録」

私(乙)は、建築士法第23条第1項の規定により登録している建築士事務所であり、甲の会員事務所として年会費も完納しています。

建築士事務所名称 \_\_\_\_\_

〒

建築士事務所所在地 \_\_\_\_\_

事務所区分 一級 ・ 二級 ・ 木造 事務所登録番号 岡山県知事登録 第 \_\_\_\_\_ 号

開設者氏名 \_\_\_\_\_ 事務所協会会員番号 \_\_\_\_\_

事務所協会使用欄

受付印	添付書類	局長印	岡事協住証第 _____ 号
	<input type="checkbox"/> 契約書写し <input type="checkbox"/> 確認申請書写し <input type="checkbox"/> その他 ( )	担当者印	決裁印

# 確認書

令和 年 月 日

株式会社 中国銀行 御中

岡山県岡山市北区内山下1丁目3-19  
(甲) 一般社団法人 岡山県建築士事務所協会  
会長 丸川 眞太郎 ㊟

会員事務所 \_\_\_\_\_ (以下「乙」という。)より、  
\_\_\_\_\_ 様 (以下「丙」という。)の住宅ローンの申込みにあたり、本確認書を提出します。

銀行は、提出された「確認書」の甲の名下に、甲の印章が捺印されていることを確認すれば足り、押捺されている甲の印影の真偽異同についての照合の義務を負わないものとします。

なお、甲は乙が、甲の会員であること及び下記事項について確約します。

## 記

### 「反社会的勢力の排除」

- 甲は甲及び乙が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 甲は甲及び乙が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
  - 暴力的な要求行為
  - 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為
  - その他前各号に準ずる行為
- 甲は甲または乙が、暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、銀行は甲の会員企業を対象とした住宅ローン金利の優遇の取扱いについて廃止することができるものとし、また、丙に対する住宅ローンについて乙が甲の会員であることに基づき優遇した金利相当額を損害とし甲に請求できるものとします。
- 前項の規定により、甲は甲または乙に損害が生じても、銀行に何ら請求をしないものとします。また、銀行に損害が生じた場合には、甲がその責任を負うものとします。

以上

### (銀行使用欄)

※住宅ローン「通期引下げサービス」取引項目確認資料

受付日	受付店	検印	担当者印